平成２６年（フ）第３１７号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目1075番地12
債務者　今泉　富雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１８号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目1075番地12
債務者　今泉　昭子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２５号
群馬県前橋市金丸町252―１　特別養護老人ホームほのぼの荘、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町田島253番地２
債務者　岩崎　　勇
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５５０号
千葉県船橋市宮本３丁目１番６号　渡辺荘103号
債務者　朝倉　信二
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２１号
千葉県船橋市芝山５丁目６番１号
債務者　中村　素明
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
岐阜県土岐市泉大沼町３丁目25番地　御幸荘８号
債務者　吉村　光明
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２９３号
愛知県一宮市城崎通６丁目18番地６
債務者　宮田久美子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０６８号
京都市伏見区深草ヲカヤ町21番地　コーポ庄座Ｂ号室
債務者　久我　昌嗣
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１００号
京都市左京区岩倉中町427番地　ベラヴィスタ岩倉102
債務者　西口　麻子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３４号
京都市山科区勧修寺堂田13番地の１　西野山団地１棟207号文山方
債務者　文山守こと　崔　　守烈
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３５号
京都市右京区西院月双町83番地２　レインボーハイツ315号
債務者　石田　光史
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５０号
京都市伏見区醍醐外山街道町３番地72
債務者　大城仁美こと　袞　　仁美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５１号
京都府宇治市小倉町山際65番地の１　アルディア巨椋Ａ棟205号
債務者　中村小夜子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５６号
京都府木津川市加茂町兎並西ノ坊３番地２　柳原ハイツ201号
債務者　西村　　潤
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８０号
京都市南区吉祥院宮ノ西町５番地　富有荘206
債務者　衣川　泰子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９９号
京都市下京区柳馬場通松原下る忠庵町309番地　シャトー庵７―Ａ
債務者　奥田美智子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
京都府南丹市日吉町四ツ谷殿谷24番地
債務者　大木　知佐
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係